

令和3（2021）年5月28日

在学生、ご家族の皆さま

東京家政大学
東京家政大学短期大学部
学長 井上俊哉

「緊急事態宣言」等の延長と今後の授業実施について

5月31日期限の東京都等の緊急事態宣言及び埼玉県等のまん延防止等重点措置が、6月20日まで延長されました。緊急事態宣言等の延長を受け6月20日までの緊急事態宣言等の期間中は、5月8日にお知らせした措置を継続します。

ただし、学生の対面授業の機会をできる限り確保するために、宣言等が継続している場合でも、東京都の新規感染者数等が4月上旬程度の感染状況となることなどを目安に、宣言等によりメディア授業に切り替えた授業については、対面授業を再開することを検討しています。 個々の授業の情報については、manabaを通じて事前に周知しますので、学生の皆さんは、必ず確認をしてください。

また、夏休期間中を利用して、前期実施できなかった対面授業の補講実施や、後期で特に必要な対面授業の先取実施を検討しています。これについては、6月下旬に連絡します。

今後も、新型コロナウイルスの感染状況や社会情勢等により、授業実施の方針等について変更することがあります。授業実施方針等を変更する際は、改めてお知らせしますので、定期的に本学ホームページ及びポータルサイト、manabaからの授業情報を確認してください。引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

以上